

岐阜県建設労働災害統計
災害事例集 (第42集)

令和5年6月



建設業労働災害防止協会
岐阜県支部

岐阜県内の労働災害の概況
主な業種別の労働災害の推移
建設業における労働災害の発生状況
岐阜県内の熱中症による労働災害の発生状況
岐阜県内の災害事例(建設業)

岐阜県内の労働災害の概況

1 労働災害の推移

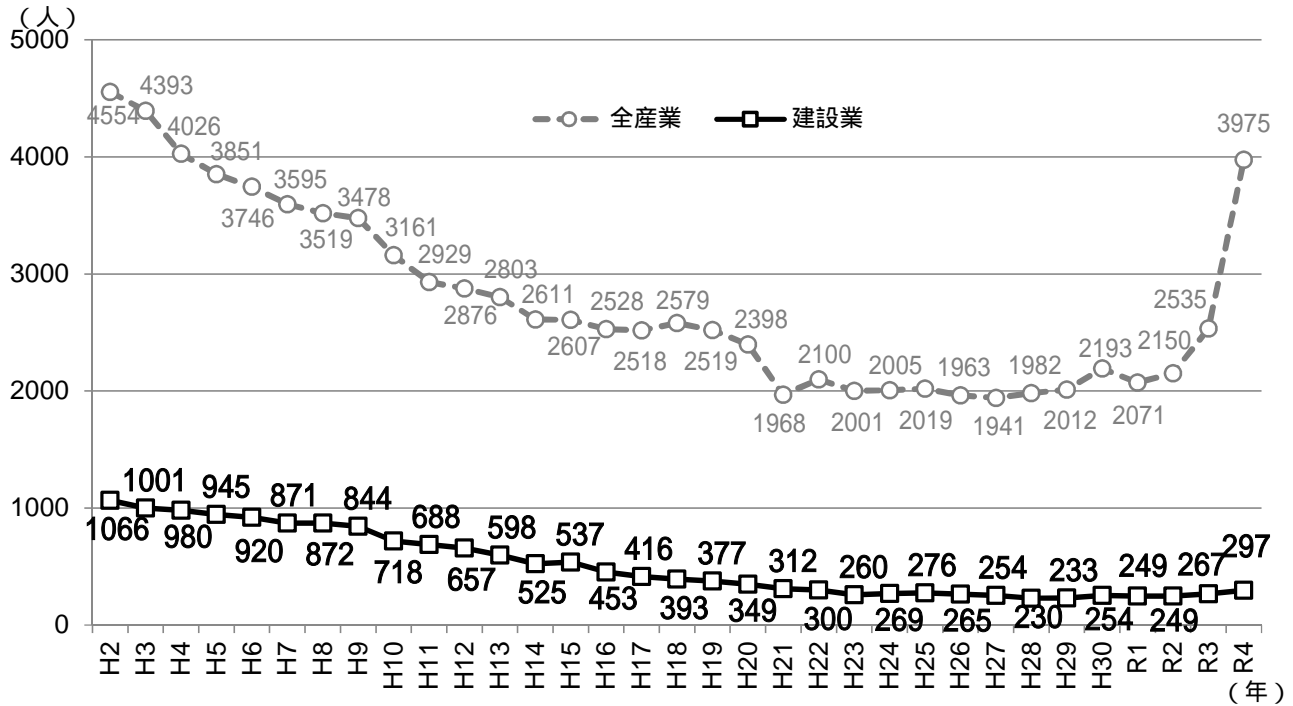
全産業

全産業における労働災害による休業4日以上死傷者数は減少傾向でしたが、平成22年以降横ばいとなり、平成30年からは増加傾向にあり、令和2年、3年と連続して増加となりました。令和4年は3,975人と、令和3年に比べて1,440人(56.6%)の大幅な増加となりました。また、死亡者数は、13人で令和3年に比べて13人(50.0%)減少しました。

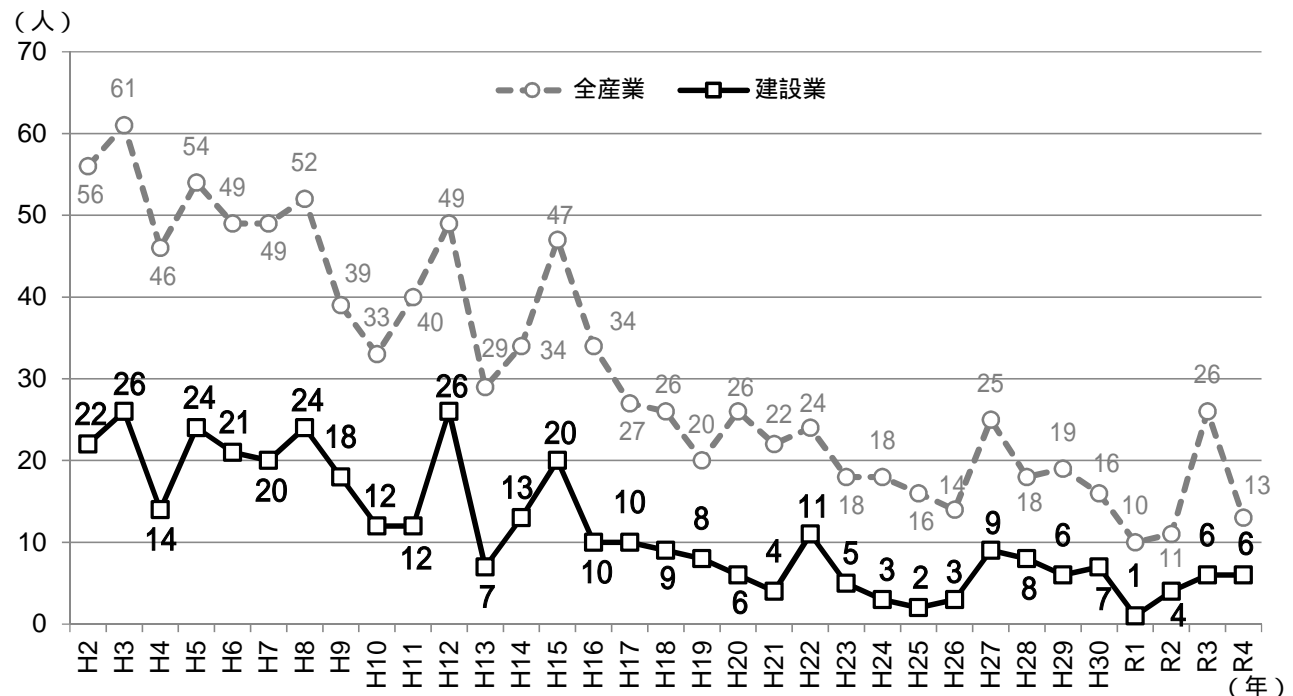
建設業

建設業における労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成29年を境に増加傾向となっており、令和4年は297人で、令和3年に比べ30人(11.2%)増加しました。死亡者数は6人で、令和3年と同数となりました。

グラフ1 休業4日以上死傷者数の推移(平成2年～令和4年)



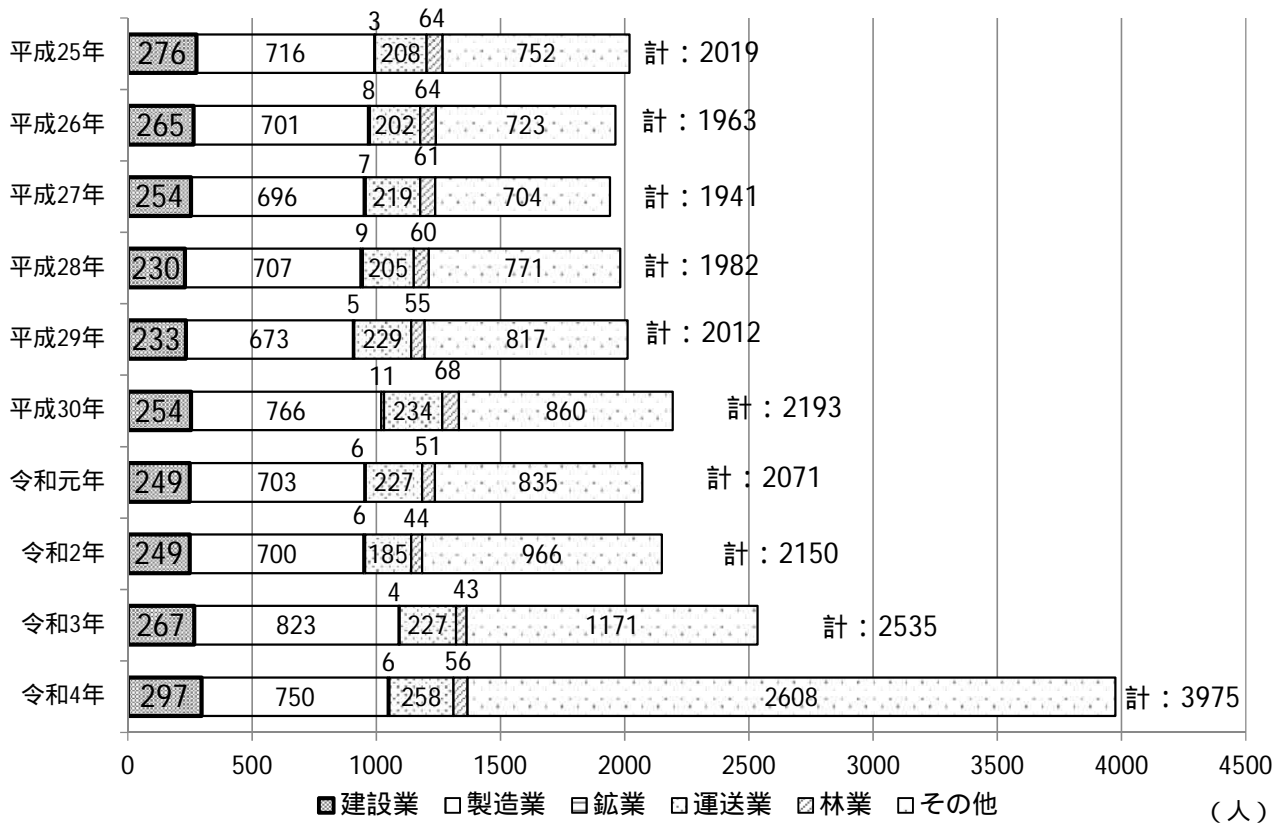
グラフ2 死亡者数の推移(平成2年～令和4年)



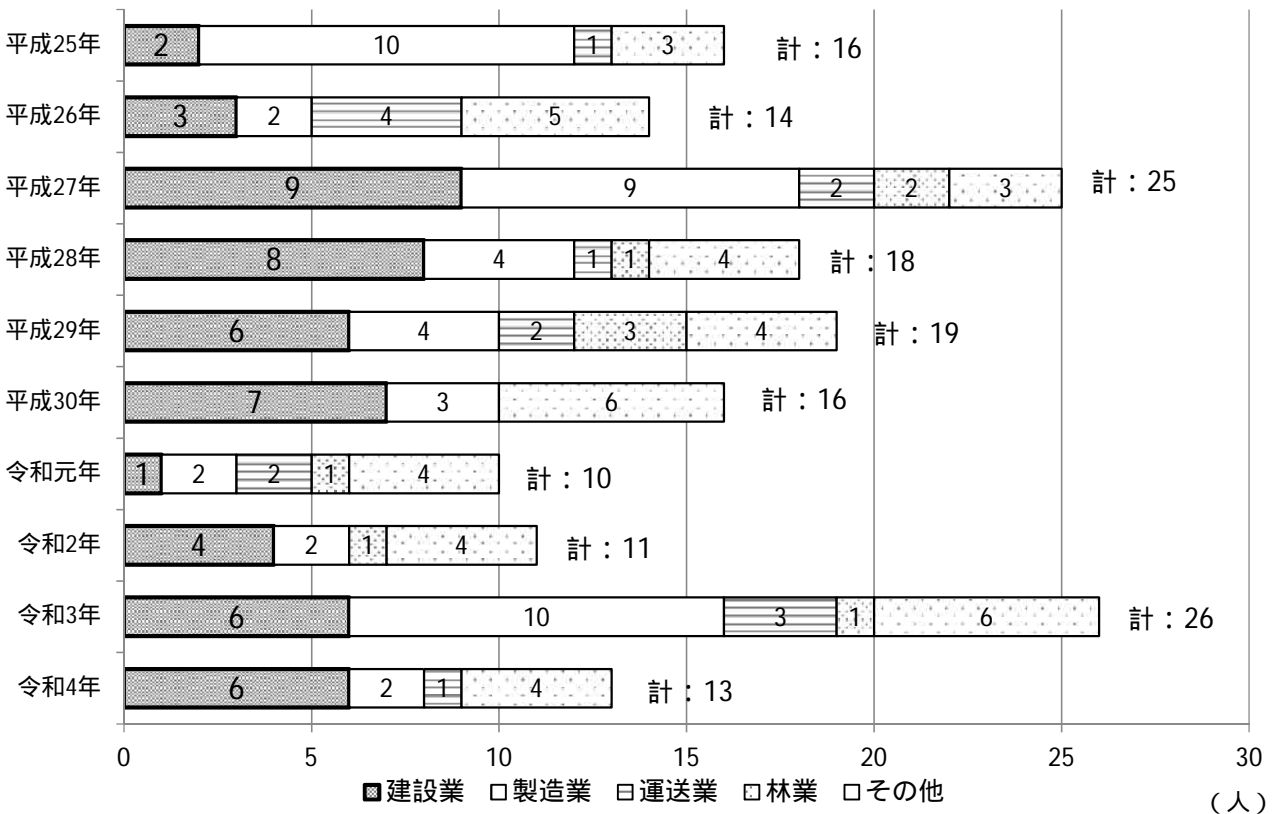
この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上労働災害を集計・分析したものです。

2 主な業種別の労働災害の推移(平成25年～令和4年)

グラフ2 主な業種別の休業4日以上死傷者数の推移(平成25年～令和4年)



グラフ2 主な業種別の死亡者数の推移(平成25年～令和4年)



この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上労働災害を集計・分析したものです。

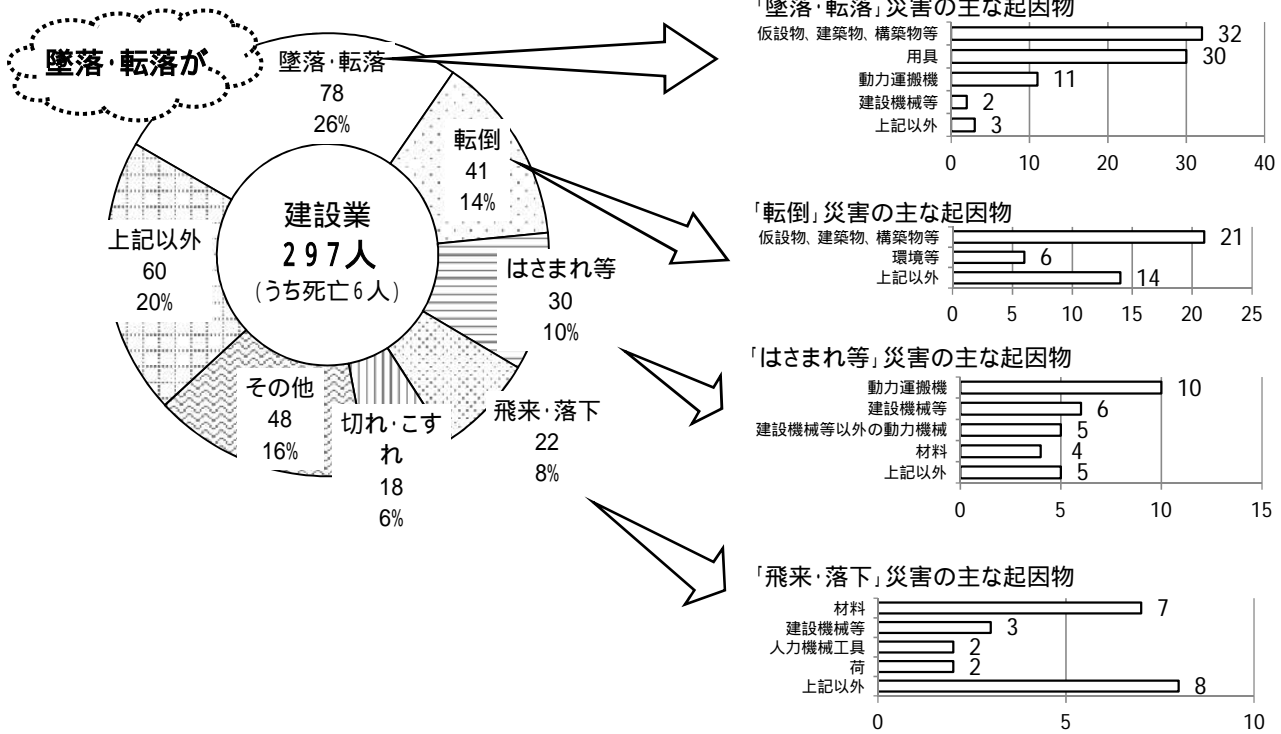
3 建設業における労働災害の発生状況

事故の型別

事故の型別にみると、休業4日以上死傷災害では「墜落・転落」が最も多く、全体の1/4以上を占めています。次いで「その他(コロナウイルス感染症等)」、「転倒」、「はさまれ等」、「飛来・落下」、「切れ・こすれ」の順で多く発生しています。

死亡災害では、「墜落・転落」により2人、「はさまれ等」、「激突され」、「転倒」、「崩壊・倒壊」によりそれぞれ1人となっています。

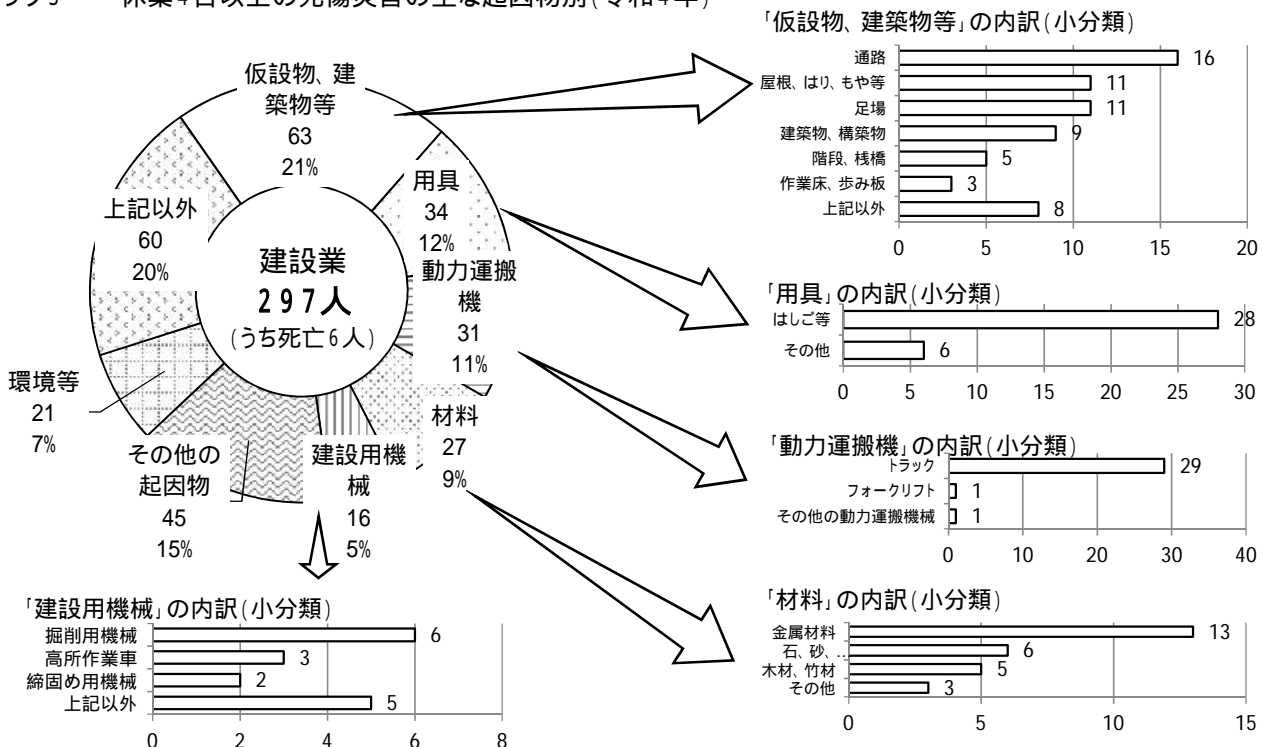
グラフ3- 休業4日以上死傷災害の主な事故の型別(令和4年)



起因物別(中分類)

起因物別にみると、休業4日以上死傷災害では「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、次いで「その他の起因物」、「用具」、「動力運搬機」、「材料」、「環境等」、「建設用機械」の順で多く発生しています。死亡災害では、「建築物、構築物」、「立木等」によりそれぞれ2人、「屋根、はり、もや等」、「足場」によりそれぞれ1人の方が亡くなっています。

グラフ3- 休業4日以上死傷災害の主な起因物別(令和4年)



この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計・分析したものです。

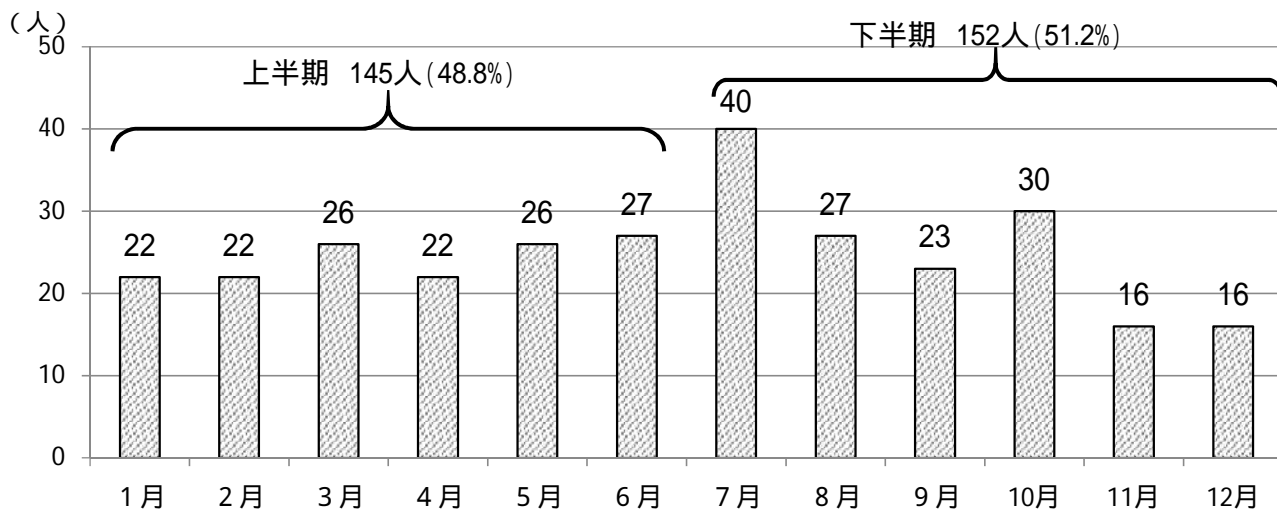
月別・曜日別・時間別

発生月別では7月が最も多く、次いで10月、6月及び8月の順で多く発生し、下半期の方が多く発生しています。

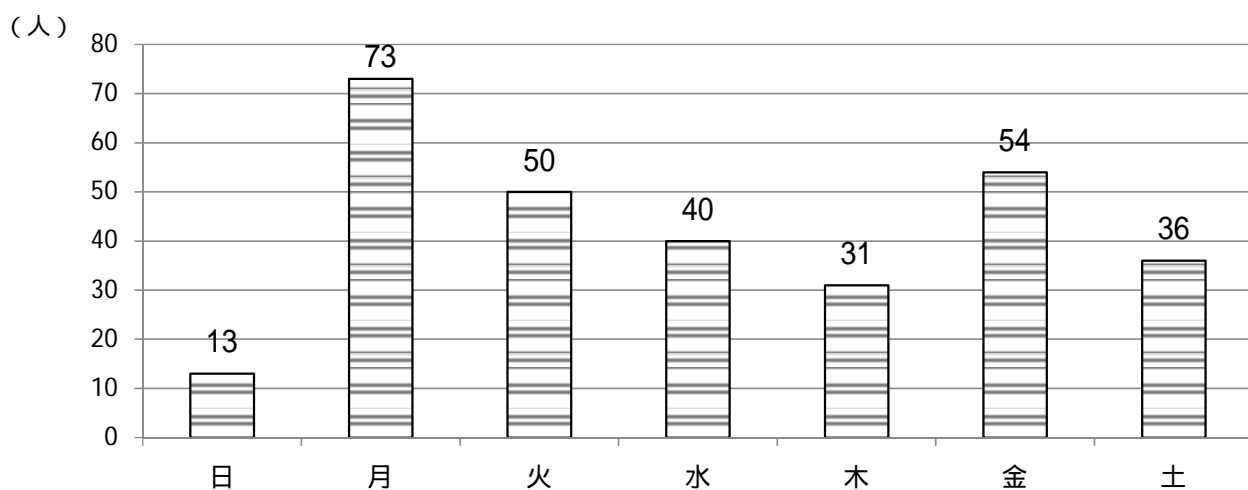
発生曜日別では、月曜日、金曜日、火曜日の順で多く発生しています。

発生時間別では、午前は9時台と10時台、午後は14時台と15時台に多く発生しています。

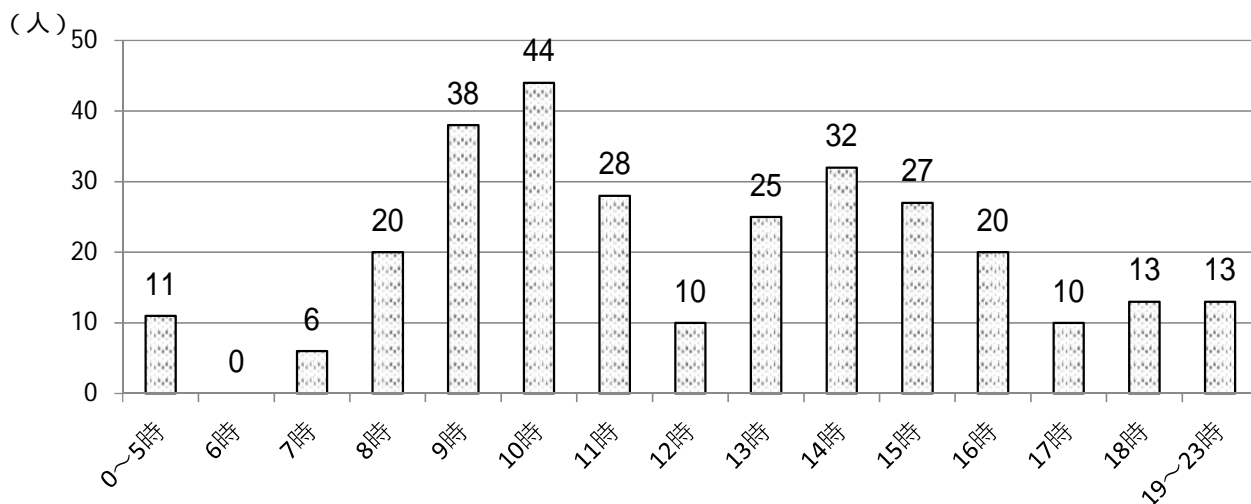
グラフ3 - (1) 休業4日以上 の死傷災害の月別 (令和4年)



グラフ3 - (2) 休業4日以上 の死傷災害の曜日別 (令和4年)



グラフ3 - (3) 休業4日以上 の死傷災害の発生時間別 (令和4年)



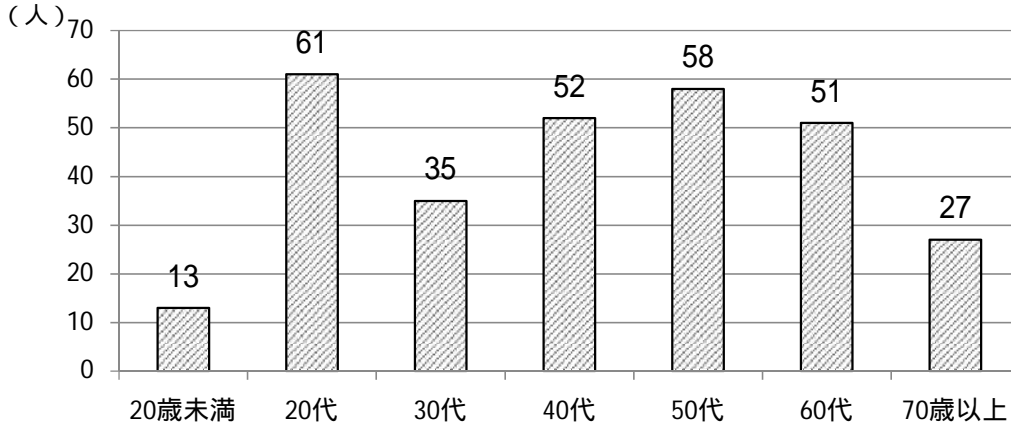
この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上 の労働災害を集計・分析したものです。

被災労働者の年齢・経験期間別

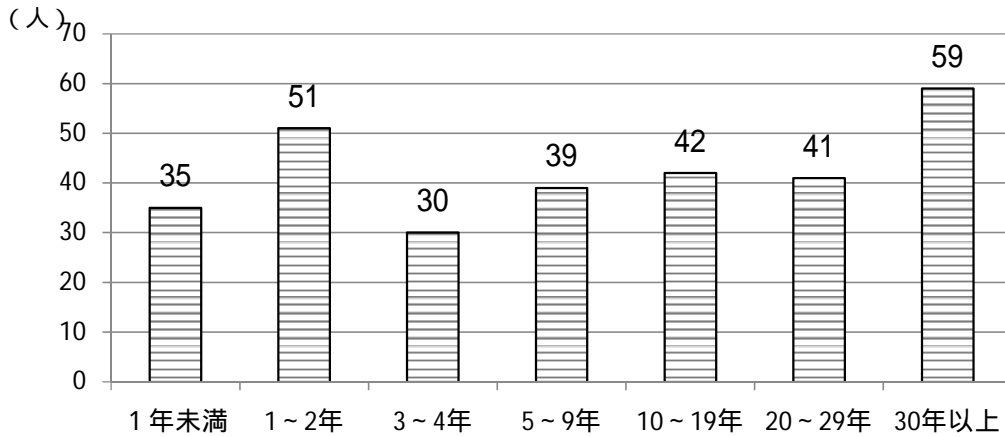
年齢別では、20代が最も多く、次いで50代、40代、60代の順で多く発生しています。

経験期間別では、30年以上の熟練労働者、次いで1～2年の労働者の順で多く発生しています。

グラフ3 - (1) 休業4日以上之死傷災害の被災者の年齢別(令和4年)



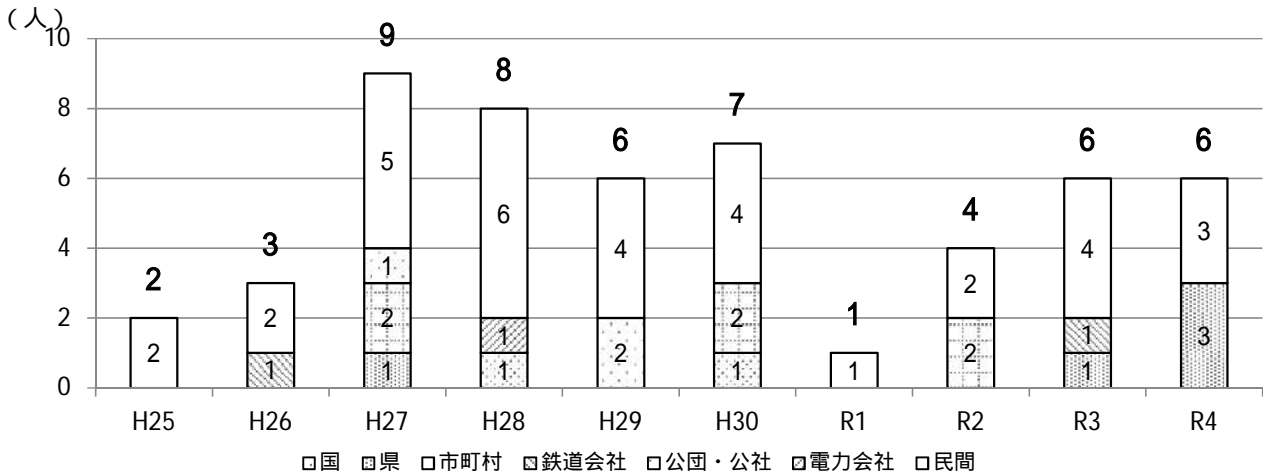
グラフ3 - (2) 休業4日以上之死傷災害の被災労働者の経験期間別(令和4年)



工事の発注者別

発注者別では、過去10年間に発生した死亡災害全体の6割を民間の発注工事が占めています。

グラフ3- 死亡災害の発注者別(平成25年～令和4年)

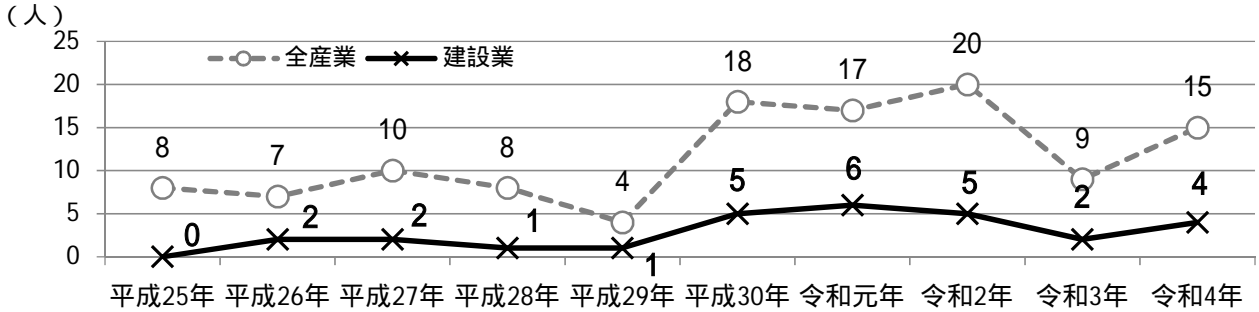


この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上之労働災害を集計・分析したものです。

4 岐阜県内の熱中症による労働災害発生状況(休業4日以上)の死傷者数)

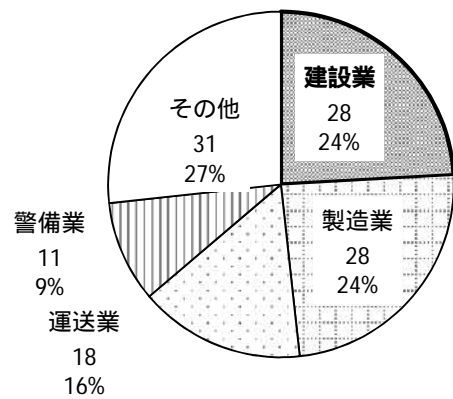
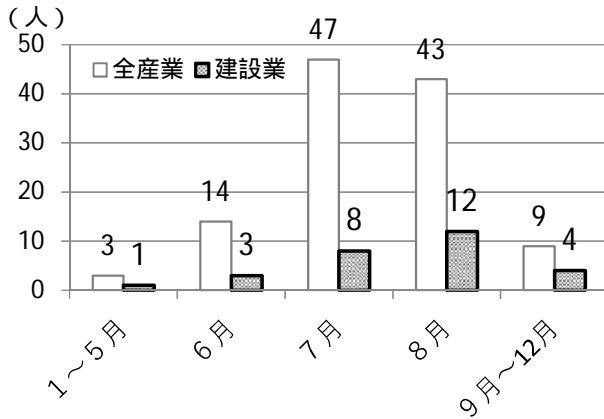
令和4年に発生した岐阜県内の休業4日以上の熱中症による労働災害は、15人で令和3年に比べて6人増加しました。このうち、建設業では4人で、令和3年に比べて2人増加しました。

グラフ4- 発生年別の推移(平成25年～令和4年)

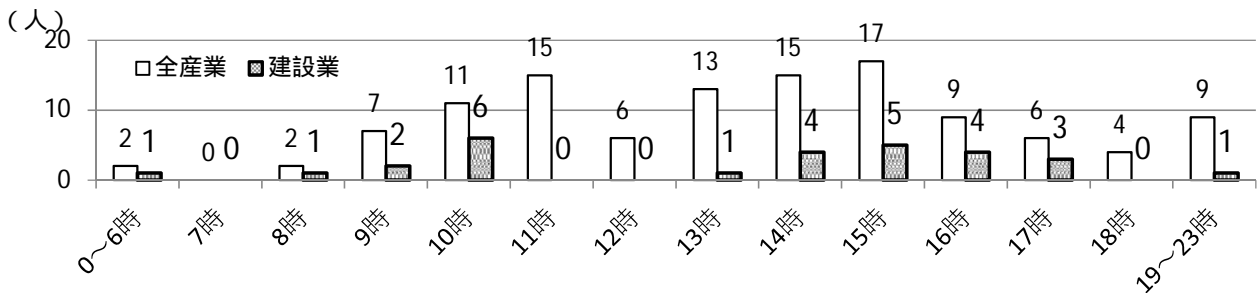


グラフ4- 発生月別(平成25年～令和4年の合計)

グラフ4- 主な業種別(平成25年～令和4年の合計)



グラフ4- 発生時間別(平成25年～令和4年の合計)



この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上)の労働災害を集計・分析したものです。

熱中症の予防対策のポイント

- ・ JIS規格「JIS B 7922」に適合するWBGT指数計で暑さ指数(WBGT)を測りましょう。
- ・ クールワークキャンペーン準備期間(4月)中に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。通気性の良い服装などを着用しましょう。
- ・ WBGTが高いときは、単独作業を控え、WBGT基準値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
- ・ 暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度をかけて徐々に身体を慣らしましょう。
- ・ のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。プレクーリング(休憩時間にも体温を下げる工夫)をしましょう。
- ・ 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見を踏まえて人員配置をしましょう。
- ・ 深酒、睡眠不足は避け、朝食をしっかり取りましょう。労働者自身が熱中症の具体的な症状を理解し、早期に気付くことができるようにしましょう。
- ・ 管理者はもちろん、作業員同士でも健康状態を確認し合いましょう。特に入職直後や夏休み明けの作業者には気を配りましょう。

災害事例

- 事例1 スレート葺き屋根の明り取りを踏み抜いて建物内に墜落
- 事例2 足場上で建物の塗装作業をしていた作業者が足場から墜落
- 事例3 動き出したローラーに轢かれる
- 事例4 解体中のブロック塀が倒壊
- 事例5 伐倒中の木が作業者のいる方向に倒れる
- 事例6 下刈り作業中に転倒し、植物が体を貫通
- 事例7 パネルが崩壊して高所作業車ごと転倒
- 事例8 クレーンで吊り上げた荷が相番作業のクレーンに接触

災害発生状況は、同種労働災害の再発防止の観点から編集を加えています。
再発防止対策、ポイントは、法令遵守に限らず、安全管理上の望ましい対策として参考となるよう記載してま
す。

事例1				スレート葺き屋根の明り取りを踏み抜いて建物内に墜落	
事故の型	墜落・転落			起因物	屋根、はり、もや、けた、合掌
職種	作業員	経験	30年以上	被災の程度	死亡
工事の種類	建築工事			発注者	民間
災害発生状況				概略図	
<p>工場屋根の葺き替え工事現場において、床面からの高さが約6メートルのスレート葺きの屋根上で、サンダーを用いてボルトを切る作業を行っていた際に、スレート葺き屋根の明り取り部分を踏み抜いて工場の床に墜落した。</p>					
<p>主な再発防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅30センチ以上の歩み板を設けること。 ・ 防網を張り、墜落制止用器具を着用させた上で、同器具を取り付けるための親綱を設けること。 					
ポイント					
<p>スレートなど踏み抜くおそれがある材料でふかれた屋根上での作業については、踏み抜き防止措置を講ずるほか、労働者にも墜落制止用器具を使用させるなど、踏み抜いても墜落しないような措置を講ずること。</p>					

事例2 足場上で建物の塗装作業をしていた作業者が足場から墜落

事故の型	墜落・転落			起因物	足場
職種	作業員	経験	20～29年	被災の程度	死亡
工事の種類	建築物塗装工事			発注者	民間
災害発生状況	<p>建物の塗装工事現場で、地面からの高さ5.6メートルの足場上を移動していた被災者が、足場板のない場所から墜落した。</p> <p>足場には手すりが設けられていたが、中さんと呼ばれる手すりの下からの墜落を防止するための部材を設置していなかった。</p>				概略図
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墜落による危険がある場合には、墜落制止用器具を使用させ、移動中においても器具が有効に使用できるような措置すること。 ・ 足場板と手すりの間に中さんを設け、手すりの下から墜落する危険を防止すること。 ・ 作業前には足場用墜落防止設備の点検を行い、異常が認められた場合は、直ちに補修すること。 ・ 足場を利用して作業する事業者と足場組立業者が異なる場合は、連絡調整を行うこと。 				

ポイント
 足場上で作業させるに当たっては、事前に点検者を指名して点検させ、記録の保存を行うこと。
 異常が認められた場合は、直ちに補修すること。
 高所での作業には、作業者に墜落制止用器具を着用させ、それが有効に機能するようにすること。

事例3 動き出したローラーに轢かれる

事故の型	はさまれ、巻き込まれ			起因物	締固め用機械
職種	作業員	経験	1～2年	被災の程度	死亡
工事の種類	下水道工事			発注者	市町村
災害発生状況	<p>下水道工事現場において、エンジンをかけた状態で停車中の振動ローラーの前で被災者が片付け、清掃作業を行っていた際、現場責任者がローラーの左側から身を乗り出してエンジンを切ろうとしたときにローラーが動き出し、被災者がローラーに轢かれた。</p>				概略図
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械運転者が運転席を離れる際は、エンジンを停止し、かつ、ブレーキを確実にかける等、逸走による危険を防止する措置を講ずること。 ・ 機械の可動範囲に労働者を立ち入らせないこと。 ・ やむを得ず機械の可動範囲に労働者を立ち入らせるときは、誘導員を配置し、その者の誘導に従わせること。 				

ポイント
 ・ 機械のエンジンをかけた状態で運転席を離れないこと。
 ・ 可動範囲を立入禁止とし、誘導員を配置すること。

事例4 解体中のブロック塀が倒壊

事故の型	崩壊・倒壊			起因物	建築物・構築物
職種	はつり工	経験	1～2年	被災の程度	死亡
工事の種類	建物解体工事			発注者	民間
災害発生状況	<p>木造家屋の解体工事現場において、被災者が高さ約1.5メートル、幅約4.5メートルのブロック塀を解体する作業を行っていた際、地面から約15センチメートルの場所のブロックをはつり、むき出しになった鉄筋を切断したところ、ブロック塀が倒壊し、倒れたブロック塀の下敷きになった。</p>				<p>概略図</p>
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物を解体する際は、作業手順を定め、解体物が倒壊することによる危険防止のための措置を講ずること。 ・ 作業員を立ち入らせる際は、解体中の建築物による危険を防止するための措置が確実に講じられていることを作業責任者等が確認すること。 				

ポイント
 解体工事現場においては、建築物の不意な倒壊による危険を防止するため、作業手順を定め、全作業員に周知すること。

事例5 伐倒中の木が作業者のいる方向に倒れる

事故の型	激突され			起因物	立木等
職種	現場作業員	経験	1年未満	被災の程度	死亡
工事の種類	その他の土木工事			発注者	民間
災害発生状況	<p>同僚作業者と2人で胸高直径40センチメートル、樹高20メートルの杉の伐採作業をしていた際、同僚作業者が伐倒した木の下敷きになった。</p>				<p>概略図</p>
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木の伐倒時の退避については、樹高の2倍に相当する距離を半径とする円内に伐倒作業員以外の労働者を立ち入らせないこと。 ・ 伐倒時の合図を定め、周囲に他の作業員に伐倒することを合図した上で伐倒を始めること。 				

ポイント
 伐倒作業時には、合図を定め、伐倒作業員以外の者を確実に退避させること。

事例6 下刈り作業中に転倒し、植物が体を貫通

事故の型	転倒			起因物	立木等
職種	作業員	経験	5～9年	被災の程度	死亡
工事の種類	維持管理作業			発注者	県
災害発生状況	公園の未供用地の維持管理業務で下刈り作業を行っていた際に仰向けに転倒。斜面に生えていた細い竹が体を貫通したものの。			概略図	
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 下刈り作業に当たっては、事前に地形等を確認して作業用具の選定、作業手順等を定めること。 				

ポイント
 作業に入る前には下見等により作業場所の状況を把握し、作業手順等を定め、それに基づき作業を行うこと。

事例7 パネルが倒壊して高所作業車ごと転倒

事故の型	転倒			起因物	高所作業車
職種	内装仕上工	経験	20～29年	被災の程度	休業3か月
工事の種類	設備工事			発注者	民間
災害発生状況	高所作業車を使用して天井パネルを固定する作業を行った際、高所作業車の手すりに足を掛け、かごから身を乗り出して作業をしていたところ、天井パネルに垂直方向に力をかけたため天井パネルが壁パネルから外れて壁パネルもほとんど倒壊した。そのはずみで高所作業車が倒れ、高所作業車のかご部分と天井パネルに胸部をはさまれた。			概略図	
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業車の手すりに足を掛けないこと。 高所作業車の位置を調整し、かごから身を乗り出すことを最小限にしてかごからの墜落や高所作業車の転倒を防ぐこと。 高所作業車の転倒を防ぐための措置を講ずること。 				

ポイント
 高所作業車を使用して作業する場合は、設置場所や作業内容から事前に適切な作業方法を定めること。

事例8 クレーンで吊り上げた荷が相番作業のクレーンに接触

事故の型	はさまれ、巻き込まれ		起因物	移動式クレーン	
職 種	クレーンオペレーター	経験	1～2年	被災の程度	休業2週間
工事の種類	鉄骨造建築工事		発注者	民間	
災害発生状況	<p>鉄骨の建方作業において、地組みした梁材を70tクローラークレーンで回転させて運ぶ際、巻き上げの合図をしたにもかかわらず、巻き上げずに回転したため、相番作業をしていた25tラフタークレーンに梁材が接触。ラフタークレーンのオペレーターは荷が接触する危険を感じ、運転席の扉を開けようとして梁材と扉に右手をはさまれた。</p>		概略図		
主な再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 作業合図を確認する。 クレーンの配置、作業手順等の作業計画を定め、関係する作業者に周知する。 				

ポイント
クレーン作業は作業計画を定め、合図どおりに作業すること。

令和5年10月から足場で作業させる場合には、足場の点検者を指名し、点検させることが義務付けられます。

足場の点検には下記のチェックリストをご活用ください。

足場等の種類別点検チェックリストー () 足場用ー(注1)

足場等点検チェックリスト	
工事名 ()	工期 (~) (注2)
事業場名 ()	
点検者職氏名 ()	(注3)
点検日 (年 月 日)	
点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細)	(注4)
足場等の用途、種類、概要 ()	(注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備)の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

- (注1)
本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路等に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。
- (注2)
工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。
- (注3)
点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」又は建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等、十分な知識・経験を有する者から指名すること。
- (注4)
点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。
- (注5)
足場等の用途、種類、概要欄には、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。
- (注6)
点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号まで又は第655条第1項の第2号のイからリまでの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画どおりかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。
- (注7)
点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容を、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。
- (注8)
点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。
- (注9)
是正内容については、是正箇所、是正方法及び是正した期日を明らかにすること。
- (注10)
是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。
- (注11)
手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるかについても、入念に点検する必要があること。